

1、市民への情報提供について

新図書館の整備については、平成29年8月の新花巻図書館整備基本構想の公表以降、令和2年1月29日の新花巻図書館複合施設整備事業構想が公表されるまでの間、図書館整備にかかる情報は一切示されてきませんでした。また、この事業構想についてもその内容は一部マスコミ報道で知るのみであり、情報の不足を訴える市民の声が多く寄せられました。

市は早急に説明会を開催し、市の新花巻図書館複合施設整備事業構想やこの事業に関わる現在の状況を示すなど情報提供に努めるべきであります。

10月15日の議員説明会において、ご説明した資料を市ホームページ等において公開したところであります。このうち、場所の選定に関わるところにつきましては、10月25日開催の「としょかんワークショップ」の出席者にご説明し、場所の選定についての話し合いに役立てていただくこととしております。ワークショップ終了後にワークショップでの話し合いの内容を踏まえて、さらに資料を修正のうえ、市民等に対する説明を行い意見をうかがいたいと考えております。

2、新花巻図書館整備基本構想の忠実な反映について

市は、これまでの説明で平成29年8月に策定した「新花巻図書館整備基本構想」に沿って整備を進めるとしてあります。同構想には4つの方針が盛り込まれています。その1点目は「基本方針」であり、新花巻図書館の目指す姿が3項目にわたり掲げられています。2点目は「新花巻図書館の整備方針」（①施設に関すること、②蔵書資料に関すること、③運営に関すること、④サービスに関すること）であります。この整備方針については本特別委員会の意見交換会において市民から寄せられた意見（具体の意見内容は別紙アンケート調査表を参照）にほとんどが網羅されているとすることができます。3点目が「建設場所に関する基本方針」であります。建設場所は数箇所候補地を選定し基本計画で定めるとしてあります。4点目は「事業費に関する方針」であります。

市民は、市が、これら重要な要素が盛り込まれた基本構想の方針に従い、早期に基本計画を策定し、事業化することを求めています。

「としょかんワークショップ」において、基本構想の4つの整備方針に沿って、話し合いをおこなっていただいているところであり、場所の選定については10月25日に話し合いを行っていただく予定としております。市においては、市が策定した「新花巻図書館整備基本構想」に沿って、市民の意見を踏まえて図書館建設にかかる基本計画素案の策定に取り組むこととしております。

3、特別委員会意向書への対応について

意見交換会において行った4会場のアンケート集計結果では、建設場所について「まなび学園周辺」が60.4%、複合化については「図書館単独の整備」が53.8%、建設用地は「市有地」が73.6%となっています。

本特別委員会は6月25日、新花巻図書館整備に当たり配慮すべき4項目を意向書に示してい

ますが、そのうちの3項目について、市はここ2か月半が経過する現在まで、何ら対応されていないということを指摘せざるを得ません。すなわち、その1点目は建設場所の選定であり、市民の理解が得られるよう努めることであります。2点目が複合施設についてであり、どのような施設を考え、それを整備する理由とコストを示すことであります。3点目が建設敷地の方針であり、市有地への建設が望ましいが、それによらない場合は理解がえられるよう合理的な資料を示すこと、としたものであります。

この3項目について、今回実施した意見交換会及びアンケート結果等を踏まえ、市民及び市議会への説明など速やかな対応が求められます。

1点目の建設場所の選定につきましては、先ほどご説明申し上げた通り、10月15日の議員説明会において、ご説明した資料を市ホームページ等において公開し、このうち、場所の選定に関わるのところにつきましては、10月25日開催の「としょかんワークショップ」の出席者にご説明し、場所の選定についての話し合いに役立てていただくこととしております。ワークショップ終了後にワークショップでの話し合いの内容を踏まえて、さらに資料を修正のうえ、市民等に対する説明をしながら意見をうかがっていきたくと考えております。

2点目の複合施設についてであります。複合施設の整備構想につきましては、市において十分な検討が出来ていないところであります。

複合施設建設はいわゆるPPPの手法を取り、その建設資金の大部分は金融機関からの借入れを市の保証なしで行うこと、いわゆるプルジェクトファイナンスを想定していたところですが、市の保証なしのプロジェクトファイナンスで借入を行う場合には、通常の借入れの場合以上に事業自体が返済に必要な現金を生み出すことができるか十分に検討し、金融機関に納得してもらう必要があります。この検討は市では経験がなく、外部専門家による検討を必要とします。

留意すべき点は次の通りであります。

一点目は、URの報告書において、PPPの方式により複合施設を建設する場合の建設のコスト、手法等について記載されております。しかしながら、URの報告書における複合施設においては、図書館施設を4階建てにし、4階に健康交流飲食施設を建設する構想としておりますが、現時点において市はそのような構想を持っておりません。したがって、URの報告書に記載された、複合施設整備にかかる費用の記載は、その点において、参考とすることはできないものとなっております。

二点目として、URの報告書に記載の施設整備にかかる費用については、国からの補助金は想定されておらず、国からの交付税措置が70%である合併特例債の利用も想定されていないところであります。そのうえで、URは建設費用および運営費用を含め、市の25年間の年間負担金を算定しておりますが、この年間負担金は、国の補助金や合併特例債に関わる交付税措置の効果が参入されていないため、参考となりません。

三点目として、賃貸住宅を建設する場合において、賃貸住宅の市場調査及び少なくとも基本的な図面の作成を行う必要がありますが、これが出来ておりません。市場調査の結果及びそれに基づく建設の計画は賃貸住宅建設資金として金融機関から借り入れた資金を返済できることを示す大事な情報であり、その意味で金融機関から市の保証なしで資金を調達するにあたり、重要なものとなるものであります。

四点目として、1月29日発表の新花巻図書館複合施設構想において、賃貸住宅を含めた複合施設を建設する場合において、政府系機構から優先株による出資を受ける構想があったところであります。その構想は外部の専門家と機構との話し合いにより出てきたものであり、市が直接話し合

いに入っているものではありません。当該機構は、外部専門家の事業への参加を出資の条件としておりますので、外部の専門家の事業への参加を見込まない場合、当該機構と出資についての話し合いは進めることができません。

五点目として、1月29日に発表した構想において政府系機構とともに、市が一部優先株を取得することを検討しておりましたが、資金の大部分については、市の保証なしで、SPCが直接金融機関から借り入れすることを想定したところであります。市の保証なしでSPCが金融機関から直接借り入れる場合に金融機関は政府系機構による出資に加えて市がある程度の金額の優先株を引き受けることを条件とすることが想定されます。そのことも含めて、外部金融機関との交渉を行うにあたっては、賃貸住宅についての具体的な計画の提示が必要であり、また、金融機関との交渉も必要となります。このような業務について、市の職員は経験がなく外部の専門家の支援なくしては困難なところであります。

このような状況でありますので、現時点においてどのような施設を考え、それを整備する理由とコストを示すことはできないと考えております。

3点目、建設敷地は市有地が望ましいこと。それによらない場合は判断に至る合理的資料を示されたいこと。

賃貸借より市有地が一般論として望ましいことは、まったくその通りと考えます。その意味で市民のアンケートにおいて市有地を望むとの意見が多かったことについては、理解できるところであります。

その上で、市有地を使う場合においてその市有地が図書館以外の目的に将来利用される可能性があるかどうかについては、考えていく必要があります。さらに、市有地が一般論として望ましいとはいえ、図書館の場所としてふさわしい市有地があるかどうか、候補地ごとに具体的に検討することが必要であると考えております。

図書館の建設場所は立地適正化計画、新花巻図書館整備基本構想において、都市機能誘導区域に建設するということが定められていたところでありますが、都市機能誘導区域において図書館の建設場所にふさわしい市有地があるかどうか、具体的に検討する必要があると考えます。その観点から市としては、まなび学園及び駅前の市有地を含めて、候補地ごとに具体的に検討し、市民の意見を聞いていく必要があると考えており、今般都市機能誘導区域における具体的な候補地について議会にご説明し、市民にお示しするためにホームページに掲載するとともに、ワークショップにおける説明資料とすることを考えているところであります。

4、事業の透明性・公平性の確保と財政計画について

新花巻図書館の整備は、新市建設計画、花巻市まちづくり総合計画、花巻市立地適正化計画、花巻市都市再生整備計画等に掲げられた重要な事業であり、早期整備を求める意見が多数寄せられております。よって、事業の透明性・公平性の確保のもと、将来コストも含む財政計画を見据えて早期に取り組む必要があります。

新花巻図書館整備において事業の透明性及び、公平性を確保した財政計画を策定したうえで、早期に取り組む必要があることについては、その通りであり、今後市民の意見をお聞きしながら、基本計画の素案策定に取り組んでまいります。